



# 山形県公報

平成25年3月5日（火）  
第2424号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（商業・まちづくり振興課）…177

### 告 示

○生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）…178

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（ 同 ）…179

○生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………（ 同 ）…同

○山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程……………（農政企画課）…180

○民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………（森 林 課）…同

○道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…183

○一般国道の供用の開始……………（ 同 ）…同

○都市計画事業の変更の認可……………（都市計画課）…同

○都市公園の区域の変更……………（ 同 ）…184

○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防・災害対策課）…186

○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ 同 ）…187

### 公 告

○行政監査の結果の公表……………（監 査 委 員）…189

## 規 則

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第9号

#### 山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年2月県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を削り、同表第9項貸付対象事業の欄中「組合員等の」を「組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）の」に改め、同項を同表第7項とし、同表第10項から第14項までを2項ずつ繰り上げ、同表第15項貸付対象事業の欄中「第15条第1項第16号」を「第15条第1項第18号」に改め、同項を同表第13項とし、同表第16項貸付対象事業の欄中「第15条第1項第16号」を「第15条第1項第18号」に改め、同項を同表第14項とする。

第4条第1号中「前条の表第11項又は第12項」を「前条の表第9項又は第10項」に改め、同条第2号中「第7項又は第9項から第11項まで」を「から第9項まで」に改め、同条第3号イ中「第12項」を「第10項」に改め、同号ロ中「前条の表第11項」を「前条の表第9項」に改め、同条第4号中「第12項」を「第10項」に、「前条の表第13項から第16項まで」を「前条の表第11項から第14項まで」に改める。

第7条第1項中「第12項まで」を「第10項まで」に、「同表第13項及び第14項」を「同表第11項及び第12項」に改め、同項第2号中「第3条の表第7項又は第11項」を「第3条の表第6項又は第9項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 削除

第7条第1項第4号中「第3条の表第11項又は第12項」を「第3条の表第9項又は第10項」に改め、同項第5号中「第5項まで、第7項、第8項、第11項又は第12項」を「第6項まで、第9項又は第10項」に改め、同項第6号中「第3条の表第7項又は第12項」を「第3条の表第6項又は第10項」に改め、同項第7号中「第3条の表第11項」を「第3条の表第9項」に改め、同項第9号及び第10号を次のように改める。

(9)及び(10) 削除

第7条第1項第11号中「第7項、第11項又は第12項」を「第6項、第9項又は第10項」に改め、同項第12号中「第7項、第10項、第11項又は第12項」を「第6項又は第8項から第10項まで」に改め、同項第15号中「第3条の表第7項、第8項又は第11項」を「第3条の表第6項又は第9項」に改め、同項第16号中「、第7項」を「、第6項」に、「第11項又は第12項」を「第9項又は第10項」に改め、同項第17号中「第11項」を「第9項」に改め、同項第19号中「第9項まで又は第11項」を「第7項まで又は第9項」に改め、同項第20号中「第7項、第11項又は第12項」を「第6項、第9項又は第10項」に改める。

第28条第1号中「第3条の表第11項」を「第3条の表第9項」に改め、同条第2号中「、第7項、第9項から第11項まで」を「から第9項まで」に改め、同条第3号中「第11項まで」を「第9項まで」に、「第3条の表第11項」を「同項」に改め、同条第5号及び第6号中「第11項」を「第9項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称               | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日        |
|-------------------------|--------------------------------|--------------------|--------------|
| ケアプランセンターあさひ            | 居 宅 介 護 支 援                    | 山形市松波四丁目8番13号      | 平成22. 3. 1   |
| 指定訪問介護事業所ヘルパーステーションあこがれ | 介護予防訪問介護                       | 天童市大字荒谷1973番地1345  | 平成24. 12. 10 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所鈴川敬寿園     | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 山形市大野目二丁目2番67号     | 平成25. 1. 10  |
| 訪問介護事業所 とざわ             | 訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護            | 最上郡戸沢村大字蔵岡2905番地18 | 同 1. 25      |
| ケアセンターとこしえあこや町          | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 山形市あこや町三丁目12番7号    | 同 2. 1       |
| クオール薬局上山店               | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導       | 上山市八日町4番26号        | 同 2. 14      |
| 青空訪問看護事業所               | 訪 問 看 護<br>介護予防訪問看護            | 西村山郡河北町西里字両所1997番地 | 同 2. 15      |

**山形県告示第151号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ニチイケアセンター若葉  
新庄市若葉町24番19号 スプレム21 1F

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称    |             | 変更年月日      |
|--------------|-------------|------------|
| 変 更 前        | 変 更 後       |            |
| アイリスケアセンター若葉 | ニチイケアセンター若葉 | 平成19. 4. 1 |

2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ネットワークいとう  
新庄市大手町2番67号

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地  |             | 変更年月日      |
|-------------|-------------|------------|
| 変 更 前       | 変 更 後       |            |
| 新庄市沖の町4番36号 | 新庄市大手町2番67号 | 平成25. 2. 1 |

**山形県告示第152号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした指定施術機関の名称及び所在地

伊藤接骨院  
山形市北町四丁目2番18号

2 届出の内容

| 指定施術機関の所在地     |               | 変更年月日       |
|----------------|---------------|-------------|
| 変 更 前          | 変 更 後         |             |
| 山形市北山形一丁目3番39号 | 山形市北町四丁目2番18号 | 平成20. 11. 5 |

**山形県告示第153号**

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1467号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「年利率2.05パーセント」を「年利率0.95パーセント」に改め、同条第2号イ中「年利率2.35パーセント」を「年利率1.25パーセント」に改め、同号ロ中「年利率2.55パーセント」を「年利率1.35パーセント」に改める。

|     |            |            |   |
|-----|------------|------------|---|
| 別表中 | 年1.20パーセント | 年0.90パーセント | を |
|     | 年0.90パーセント | 年0.60パーセント |   |
|     | 年0.70パーセント | 年0.40パーセント |   |

|            |            |       |
|------------|------------|-------|
| 年1.40パーセント | 年1.10パーセント | に改める。 |
| 年1.10パーセント | 年0.80パーセント |       |
| 年1.00パーセント | 年0.70パーセント |       |

**附 則**

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、平成25年1月24日以後に貸し付けられた資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、平成25年1月24日以後に貸し付けられた資金に係る補助金について適用し、同日前に貸し付けられた資金に係る補助金については、なお従前の例による。

**山形県告示第154号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
寒河江市大字谷沢字平野山1561・1572・1574の1・1578（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、1577、1583の1、1589の12、1589の13
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
寒河江市大字谷沢字平野山1561・1572・1574の1・1578（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、1577、1583の1、1589の12、1589の13
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡大江町大字三郷字袖山乙1411、乙1412、乙1418、乙1801の1、乙1801の3、乙1801の6、乙1823の1、乙1894、乙1895  
(2) 保安林として指定された目的  
干害の防備  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字関山字赤滝山3186の1、3186の2、3186の19から3186の24まで  
(2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字関山字萱倉山3184の2 (次の図に示す部分に限る。)、3184の63  
(2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市大字沼沢字ザラメキ2706の1、字片倉2707の1、字サルハナ2708の1、字山梨2701の1、字大ヒナタ2702の1、字唐沢2703の1、字外原2704の1、字吉沢2715、字キッサ沢2716の1  
(2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は択伐による。

字ザラメキ2706の1、字片倉2707の1、字サルハナ2708の1

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東根市大字泉郷元沢渡字コンタン山2440、字沼山2441（次の図に示す部分に限る。）、字影沢2504の1（次の図に示す部分に限る。）、2504の2、字萱株沢山2505、大字泉郷元後沢字上平山3254の1（次の図に示す部分に限る。）、字船木山3260、字烏畑山3255、字鬢重木山3256の1、字林戸山3258の1、3258の2、3258の3、字長畑山3253の1、3253の2、字猪鼻山3261

## (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は択伐による。

字コンタン山2440・字沼山2441・字影沢2504の1・2504の2・字萱株沢山2505・字上平山3254の1・字船木山3260・字烏畑山3255・字鬢重木山3256の1（以上9筆について、次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東根市大字関山字女滝3164の2、3164の20、3164の37、3164の38、3164の23、3164の24、3164の25

## (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東根市大字沼沢字向山153の8、184の3、184の4、184の8から184の11まで、2000の2、2000の3、2690の1から2690の11まで、2690の14、2690の16から2690の31まで、字土木原267の2、305の2、305の3、306の3、306の4、307の1、307の4、309の2、312の2、324の2、325の3、339の1、339の2、2631の1、2638、2638の1、2639、字蛇木2668の1、字渋梁2668の2、字松倉2669の2、2669の3、2670の1、2670の2、字横台2689の1から2689の10まで、字立石2724の1から2724の13まで、字表山2725の1から2725の11まで、字松倉2727の1から2727の11まで、字越石2728の1から2728の6まで、2728の8から2728の13まで、2728の15から2728の34まで、字牛ヶ沢2729の1から2729の13まで

## (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所並びに大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成25年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長           |
|-------------------------------------|------|--------------------|---------------|
| 東田川郡庄内町狩川字沼下1番1から<br>同 字出川原893番地先まで | 旧    | 25.0メートル<br>} 7.4  | メートル<br>1,724 |
| 同 上                                 | 新    | 30.2メートル<br>} 10.8 | 同 上           |

山形県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成25年3月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成25年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町狩川字沼下1番1から  
同 字出川原893番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月5日

山形県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・137号本屋敷公園  
2・2・138号河原田公園  
2・2・139号嶋公園  
2・2・140号梅野木前公園

4・3・2号嶋遺跡公園

3 変更の内容

- (1) 設計の概要の変更
- (2) 事業施行期間の変更

4 事業施行期間

平成21年9月25日から平成28年3月31日まで

---

**山形県告示第158号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた最上川ふるさと総合公園の区域を次のように変更し、平成25年4月1日から供用を開始する。

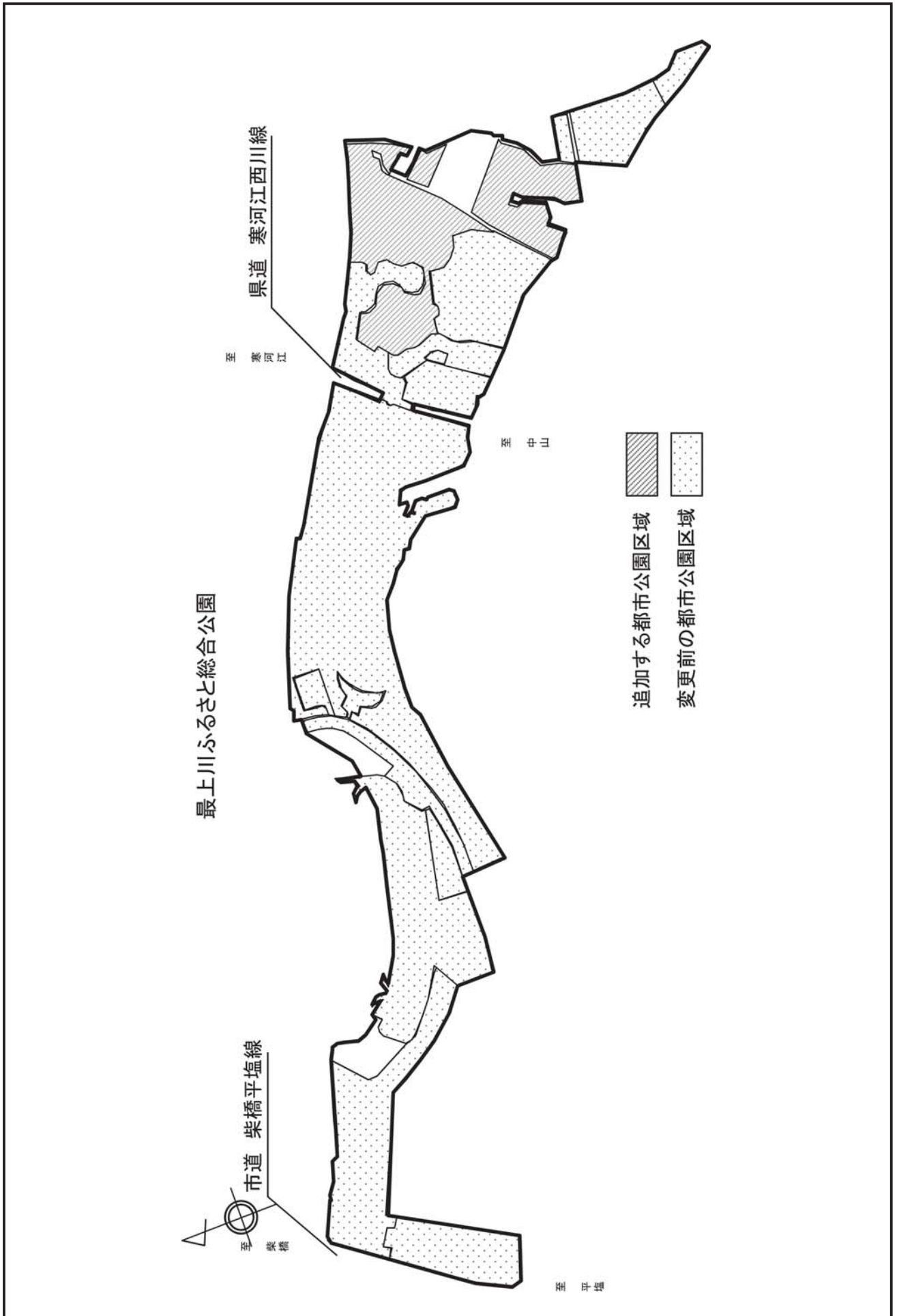
なお、関係図面は、県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課において縦覧に供する。

平成25年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

最上川ふるさと総合公園の区域  
次の図のとおり





## 山形県告示第159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 大沢－1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大沢－2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 慈恩寺沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 立目沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| いっばいすず      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 留場沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 真源寺沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 留場          | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 地福田         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 白岩          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 七流1         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 七流2         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 慈恩寺1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 慈恩寺2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 鬼越1         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 鬼越2         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 三丁目         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 寒河江2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 寒河江1－1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 寒河江1－2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 留場－1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 留場－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 留場－3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 留場－4 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 留場－5 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 留場－6 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 楯1－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 楯1－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 楯1－3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 楯2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 楯3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに寒河江市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第160号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 大沢－1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大沢－2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 立目沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 地福田           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 白岩            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 七流1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 七流2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 慈恩寺1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 慈恩寺2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鬼越1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鬼越2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三丁目    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寒河江2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寒河江1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寒河江1-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 留場-4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 留場-5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 留場-6   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 楯1-1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 楯1-2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 楯1-3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 楯2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 楯3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに寒河江市役所において縦覧に供する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月5日

|         |   |   |       |   |
|---------|---|---|-------|---|
| 山形県監査委員 | 船 | 山 | 現     | 人 |
| 山形県監査委員 | 広 | 谷 | 五郎左エ門 |   |
| 山形県監査委員 | 小 | 山 | 壽     | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |       | 香 |

### 第1 監査の趣旨

指定管理者制度が平成18年4月に本県に導入されてから6年が経過し、導入施設が141施設になるとともに、平成23年度において多くの施設で更新手続きが行われるなど、制度の一定の定着が認められるところである。

また、平成22年3月に策定された「地域主権時代の県政運営指針（山形県行財政改革推進プラン）」においても、民間活力を導入するため指定管理者制度を有効に活用していくとともに、その効果が十分に発揮されるよう制度の運用を図ることとしている。

このようなことから、今回の監査では、「指定管理者制度の運用状況について」をテーマとし、指定管理者制度が適切に運営されているかについて監査を実施することとした。

### 第2 指定管理者制度と本県における導入状況等

#### 1 指定管理者制度創設の経緯

平成15年に地方自治法が改正され、公の施設（住民の福祉を増進することを目的に、住民の利用に供するために地方自治体が設ける施設）の管理について指定管理者制度が創設された。これにより、従前、県又は県出資法人等に限られていた公の施設の管理運営について、民間事業者を含む幅広い団体が独自のノウハウを活用して参入できることとなった。

制度創設の目的は、最も適した団体に管理運営を行わせることで、施設の設置目的を、より効果的・効率的に実現することである。また、制度を活用する効果として、住民サービスの一層の向上や行政経費の節減が図られることに加え、地域の活性化や雇用の確保等に繋がることなどがあげられている。

#### 2 本県における導入状況

本県においては、平成17年3月に山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）が制定され、その後、公募や選定などの手続きが進められ、平成18年4月から指定管理者による公の施設の管理運営がスタートすることになった。平成18年度は136施設でスタートしたが、その後、平成20年度に2施設、平成21年度に3施設、平成22年度に4施設、平成24年度に1施設で導入されており、平成24年4月1日現在の指定管理者制度導入施設は、141施設となっている。

なお、本県の公の施設は、平成24年4月1日現在177施設となっており、指定管理者制度導入の割合は79.7%と全国平均61.3%（平成24年11月総務省公表「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」における都道府県所管施設を対象にした調査結果（以下「総務省の全国調査（都道府県対象）」という。))を大きく上回っており、東北6県で最も高くなっている。

(表1) 施設種別(※1)ごとの指定管理者制度導入状況

(単位:施設)

| 区分            | レクリエーション・<br>スポーツ施設 | 産業振興<br>施設 | 基盤施設<br>(公園、県営住<br>宅、駐車場等) | 文教施設 | 社会福祉<br>施設 | 計   | 累 計     |
|---------------|---------------------|------------|----------------------------|------|------------|-----|---------|
| H18           | 17                  | 3          | 96                         | 7    | 13         | 136 | 136     |
| H19           |                     |            | △2(※2)                     |      |            | △2  | 134     |
| H20           | 1                   | 1          | △3(※3)                     |      |            | △1  | 133     |
| H21           | 1                   |            |                            | 1    | 1          | 3   | 136     |
| H22           | 3                   |            |                            | 1    |            | 4   | 140     |
| H23           |                     |            |                            |      |            |     | 140     |
| H24           |                     |            | 1                          |      |            | 1   | 141     |
| H24.4.1<br>現在 | 22                  | 4          | 92                         | 9    | 14         | 141 | 141(※4) |

※1 施設種別は、総務省の全国調査（都道府県対象）の施設の内容区分による。

※2 施設数の減は、特定優良賃貸住宅について公の施設を廃止したことによる。

※3 施設数の減は、特定優良賃貸住宅、蔵王西部牧場の廃止及び県営住宅の統合による。

※4 141施設は、32頁の別紙「公の施設の指定管理者制度導入施設一覧表」（H24.4.1現在）のとおり。

### 3 指定管理者制度の導入手続き及び運用

指定管理者制度の導入手続き及びその運用については、地方自治法並びに条例及び規則に定めるところにより行うこととなるが、本県では、指定管理者制度の円滑な導入及び指定管理者による施設の適切な管理に資するため、指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン（平成17年3月22日制定、以下「ガイドライン」という。）を制定し、指定管理者の選定から協定締結までの手続き及び協定締結後に関する手続きを示している。指定管理者制度を導入する施設を所管する課室（以下「施設所管課」という。）は、ガイドラインを基本として導入手続き及び運用を行うこととなる。

### 4 ガイドラインの概要

ガイドラインは、「指定管理者の選定から協定締結までの手続き」と「協定締結後に関する手続き」の2部構成となっている。

#### (1) 指定管理者の選定から協定締結までの手続き

公募による選定を原則とし、指定管理者の公募から指定までの標準的な手順は次のとおりとなっている。

- ① 公募の準備（募集要項、仕様書等の作成）
- ② 審査委員会の開催（募集要項、選定基準、管理経費等審査項目ごとの審査等）
- ③ 公募期間（募集の広報、現地説明会、質問受付など）
- ④ 審査委員会の開催（申請者及びその事業計画の内容の審査）
- ⑤ 候補者の決定、選定結果公表
- ⑥ 議会による指定の議決、指定管理者の公示
- ⑦ 協定の締結（包括協定）
- ⑧ 議会による予算の議決
- ⑨ 協定の締結（年度協定）

#### (2) 協定締結後に関する手続き

運用期間中及び運用期間終了後の手続きとして、次の内容が盛り込まれている。

- ① 事業報告書の提出
- ② サービスの提供・管理運営状況に係る検証
- ③ 意見交換及び連絡調整
- ④ 所管部局による情報公開
- ⑤ 指定期間中における調査
- ⑥ 事業の引継ぎ など

## 5 包括協定と年度協定

指定管理者制度においては、県と指定管理者との間に委託契約ではなく、指定期間全体に関する協定（以下「包括協定」という。）と単年度ごとの詳細を定める協定（以下「年度協定」という。）の2つの協定が締結される。

包括協定は、議会の議決を得て指定管理者が指定された後、指定管理者が申請時に提出した事業計画書の内容を踏まえ、基本となる事業内容や県が指定管理者に支払う管理経費の総額等について、県と指定管理者が協議し、締結するものである。

年度協定は、毎年4月1日付けで、包括協定の内容を基本に、年度ごとに実施する事業内容や管理経費の額等について、県と指定管理者が協議し、締結するものである。

## 6 利用料金制

指定管理者制度の特徴的なものとして、利用料金制がある。これは、公の施設の利用料金について、指定管理者の収入とすることができる制度で、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする効果とともに、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られることも期待されている。

指定管理者が収入する利用料金は、指定管理者が当該公の施設に係る条例の範囲内で、地方公共団体の承認を受けて定めることとなるが、当該施設の維持管理に係る経費について、利用料金収入のみで賄われる場合と、利用料金収入のみでは不足することから利用料金収入と県から指定管理者に支払われる管理経費とで賄われる場合がある。また、利用料金収入のみで賄われる場合、見込額を上回る収入を指定管理者に帰属させる方法や一定額を県に納付させる方法（以下「納付金制」という。）がある。本県では納付金制を採用している。

## 第3 監査の概要

### 1 監査の着眼点

ガイドラインは、本県における指定管理者制度の全庁的な指針として制定され、円滑な導入と適切な運用による効果を高めることを企図しているものであることから、今回の監査にあたっては、次の4項目についてそれぞれガイドラインに沿った運用がなされているかどうかについて、監査を実施することとした。

- ① サービスの向上につながる適正な競争を促すとの観点から、指定管理者の選定手続き
- ② 指定管理者の選定、運営の基本になるものとの観点から、仕様書及び協定書
- ③ 検証がより良い施設運営につながるとの観点から、サービスの提供・管理運営状況の検証
- ④ 円滑な施設運営の継続という観点から、事業の引継ぎ

なお、ガイドラインについては平成24年3月に改正（募集期間の拡大及び地域要件設定の原則化）されているが、今回の監査においては、改正前のガイドラインを基準としている。

### 2 監査対象施設及び機関

#### (1) 監査対象施設

監査対象は、平成23年度において指定管理者制度を導入している140施設の中から、次の基準により選定した20施設（表2）とした。

- ① 指定管理者制度の特徴であり、指定管理者の自主的な経営努力の発揮が期待されている利用料金制を導入している施設
- ② 複数の応募者による競争が期待されない、現時点では指定管理者が限定される福祉関係施設及び市町が指定管理者となっている施設を除く施設
- ③ 平成24年度から指定管理者が変更された施設及び平成24年度において更新手続きが行われる施設を除く施設

#### (2) 監査対象機関

監査対象施設を所管する本庁の施設所管課10課とした。

### 3 監査対象年度

監査対象年度は平成23年度とした。

4 監査の実施方法

監査対象施設について、施設所管課に対してあらかじめ監査調書の提出を求め、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

また、監査対象施設の指定管理者となっている13の法人等に対して、郵送によるアンケート調査を実施した。

これらの結果を踏まえ、書面による委員監査を実施した。

5 監査の実施期間

平成24年9月から平成25年2月に実施した。



（表2）監査対象施設一覧表（H24.4.1現在）

| No.    | 施設種別                           | 監査対象施設<br>(指定管理施設名)              | 指定期間        |    | 指定管理者                          | 施設<br>経過<br>年数 | 監査対象機関<br>(指定管理施<br>設の所管課) |
|--------|--------------------------------|----------------------------------|-------------|----|--------------------------------|----------------|----------------------------|
|        |                                |                                  | 期 間         | 年数 |                                |                |                            |
| 1      | レクリエーション・<br>スポーツ施設            | 山形県民の海・<br>プール                   | H21.4～H26.3 | 5年 | 特定非営利活動法人<br>健康づくりサポート<br>東北21 | 12年            | 観光交流課                      |
| 2      |                                | 山形県志津野営場                         | H24.4～H27.3 | 3年 | 西川町総合開発<br>株式会社                | 11年            | みどり自然課                     |
| 3      |                                | 山形県民の森                           | H24.4～H27.3 | 3年 | 財団法人<br>山形県みどり推進機構             | 31年            | 森林課                        |
| 4      |                                | 山形県源流の森                          | H24.4～H27.3 | 3年 | 財団法人<br>山形県みどり推進機構             | 15年            |                            |
| 5      |                                | 加茂レインボービーチ                       | H24.4～H27.3 | 3年 | 鶴岡市加茂地区<br>自治振興会               | 10年            | 空港港湾課                      |
| 6      |                                | 加茂港緑地<br>※いぼべちと一括公募              | H24.4～H27.3 | 3年 | 鶴岡市加茂地区<br>自治振興会               | 36年            |                            |
| 7      |                                | 第1酒田プレジャー<br>ボートスポット             | H24.4～H27.3 | 3年 | 酒田小型船舶安全協会                     | 16年            |                            |
| 8      |                                | 第2酒田プレジャー<br>ボートスポット<br>※第1と一括公募 | H24.4～H27.3 | 3年 | 酒田小型船舶安全協会                     | 5年             |                            |
| 9      |                                | 山形県民ゴルフ場                         | H23.4～H28.3 | 5年 | 株式会社<br>山形ゴルフ倶楽部               | 14年            |                            |
| 10     | 産業振興<br>施設                     | 山形県産業創造<br>支援センター                | H23.4～H26.3 | 3年 | 財団法人<br>山形県企業振興公社              | 13年            | 産業政策課                      |
| 11     | 基盤施設<br>(公園、県<br>営住宅、駐<br>車場等) | 県政史緑地<br>※郷土館と一括公募               | H24.4～H29.3 | 5年 | 公益財団法人<br>山形県生涯学習文化財団          | 17年            | 県民文化課                      |
| 12     |                                | 中山公園                             | H21.4～H26.3 | 5年 | 株式会社<br>中山町商工観光公社              | 32年            | 都市計画課                      |
| 13     |                                | 弓張平公園                            | H24.4～H27.3 | 3年 | 西川町総合開発<br>株式会社                | 31年            |                            |
| 14     |                                | 山形県総合運動公園                        | H21.4～H26.3 | 5年 | やまがたスポーツ<br>パーク株式会社            | 21年            |                            |
| 15     |                                | 悠創の丘                             | H24.4～H27.3 | 3年 | 悠創の丘企業共同体                      | 14年            |                            |
| 16     |                                | 山形県営駐車場                          | H24.4～H27.3 | 3年 | 株式会社<br>セーフティー山形               | 22年            | 企業局<br>総務企画課               |
| 17     | 文教施設                           | 山形県郷土館                           | H24.4～H29.3 | 5年 | 公益財団法人<br>山形県生涯学習文化財団          | 17年            | 県民文化課                      |
| 18     |                                | 山形県県民会館                          | H24.4～H29.3 | 5年 | 株式会社ステージ<br>ンサンプル東北支社          | 50年            |                            |
| 19     |                                | 山形県男女共同<br>参画センター                | H24.4～H27.3 | 3年 | 公益財団法人<br>山形県生涯学習文化財団          | 11年            | 青少年・男女<br>共同参画課            |
| 20     |                                | 山形県生涯学習<br>センター                  | H24.4～H27.3 | 3年 | 公益財団法人<br>山形県生涯学習文化財団          | 22年            | 教育庁<br>生涯学習振興課             |
| 計：20施設 |                                |                                  |             |    | 計：13団体                         |                | 計：10課                      |

## 第4 監査対象施設の状況

監査の実施にあたって、利用者数や管理経費など監査対象施設の状況の把握を行った。

## 1 利用者数

各施設の平成21年度から平成23年度までの利用者数の推移を事業報告書から見ると、20施設のうち利用者数が増加傾向にあるものが9施設、減少傾向にあるものが4施設となっていた。「その他」の7施設は、気象条件や実施した催事の内容の相違により利用者数の変動が大きく、増減の傾向の判断ができなかった。

なお、増加傾向にある施設について、施設所管課は、自主事業の県民へのピーアール効果や自主事業が新たな利用の動機付けに寄与したこと、指定管理者の行う細やかなサービスへの好評価などをその要因として分析している。

また、減少傾向にある施設について、展示物等の入れ替えがないことや、近隣に競合する同種の施設が在ること、他の低料金施設への利用者の移動などをその要因として分析している。

(表3) 利用者数の推移

(単位：施設)

| 区 分                | 利用者数の推移 |         |     | 計  |
|--------------------|---------|---------|-----|----|
|                    | 増加傾向にある | 減少傾向にある | その他 |    |
| レクリエーション・スポーツ施設    | 2       | 2       | 5   | 9  |
| 産業振興施設             | 1       |         |     | 1  |
| 基盤施設（公園、県営住宅、駐車場等） | 4       | 1       | 1   | 6  |
| 文教施設               | 2       | 1       | 1   | 4  |
| 計                  | 9       | 4       | 7   | 20 |

## 2 管理経費

指定管理者制度導入直前の管理料（県が負担する維持管理に要する経費から県の利用料収入を除いた額）と制度導入直後の県が指定管理者に支払う管理経費を比較すると、20施設のうち6施設が比較困難（※1）となっており、比較可能な14施設のうち12施設において減少していた。

制度導入直前の管理料と監査対象年度の管理経費との比較では、同様に比較可能な14施設のうち13施設において減少していた。

なお、比較困難な6施設のうち4施設については、利用料金収入が施設の維持管理に係る経費を上回っていることから、納付金制を導入し、管理経費の支出はなかった。

※1 比較困難：利用料収入の把握が困難なため制度導入直前の管理料を算定できない2施設及び納付金制導入4施設

（表4）指定管理者制度導入直前の管理料と導入直後及び監査対象年度の管理経費の比較表

（指数は、指定管理者制度導入直前の管理料の金額を100としたもの）

上段：年度、下段：指数

| 施設名<br>(監査対象機関)                      | 設置<br>年月日  | 指定管理者名                 | 制度導入<br>直 前                        | 制度導入<br>直 後 | 監査対象年度<br>(平成23年度) |
|--------------------------------------|------------|------------------------|------------------------------------|-------------|--------------------|
| 山形県郷土館<br>(企画振興部県民文化課)               | H 7. 10. 1 | (公財) 山形県生涯学習文化財団       | H17                                | H18         | H23                |
|                                      |            |                        | 100                                | 90.1        | 96.4               |
| 県政史緑地<br>(企画振興部県民文化課)                |            |                        | 山形県郷土館に含む                          |             |                    |
| 山形県県民会館<br>(企画振興部県民文化課)              | S37. 7. 10 | 株式会社ステージアンサンプル<br>東北支社 | H20                                | H21         | H23                |
|                                      |            |                        | 100                                | 77.0        | 79.6               |
| 山形県志津野営場<br>(環境エネルギー部みどり自然課)         | H13. 3. 23 | 西川町総合開発株式会社            | H17                                | H18         | H23                |
|                                      |            |                        | 100                                | 95.1        | 94.1               |
| 山形県男女共同参画センター<br>(子育て推進部青少年・男女共同参画課) | H13. 4. 1  | (公財) 山形県生涯学習文化財団       | H17                                | H18         | H23                |
|                                      |            |                        | 100                                | 89.6        | 107.0              |
| 山形県県民の森<br>(農林水産部森林課)                | S56. 7. 28 | (財) 山形県みどり推進機構         | H17                                | H18         | H23                |
|                                      |            |                        | 100                                | 89.8        | 82.7               |
| 山形県源流の森<br>(農林水産部森林課)                | H 9. 7. 11 | (財) 山形県みどり推進機構         | H17                                | H18         | H23                |
|                                      |            |                        | 100                                | 88.8        | 82.1               |
| 中山公園<br>(県土整備部都市計画課)                 | S55. 6. 8  | 株式会社中山町商工観光公社          | H17                                | H18         | H23                |
|                                      |            |                        | 100                                | 74.3        | 71.5               |
| 弓張平公園<br>(県土整備部都市計画課)                | S56. 6. 8  | 西川町総合開発株式会社            | H17                                | H18         | H23                |
|                                      |            |                        | 100                                | 80.1        | 75.3               |
| 山形県総合運動公園<br>(県土整備部都市計画課)            | H 3. 6. 1  | やまがたスポーツパーク株式会社        | H17                                | H18         | H23                |
|                                      |            |                        | 100                                | 91.4        | 94.7               |
| 悠創の丘<br>(県土整備部都市計画課)                 | H10. 4. 1  | 悠創の丘企業共同体              | H17                                | H18         | H23                |
|                                      |            |                        | 100                                | 106.7       | 95.1               |
| 加茂港緑地<br>(県土整備部空港港湾課)                | S51. 4. 1  | 鶴岡市加茂地区自治振興会           | 加茂レインボービーチに含む                      |             |                    |
| 加茂レインボービーチ<br>(県土整備部空港港湾課)           | H14. 7. 1  |                        | H17                                | H18         | H23                |
|                                      |            |                        | 100                                | 95.2        | 84.8               |
| 山形県生涯学習センター<br>(教育庁生涯学習振興課)          | H 2. 7. 28 | (公財) 山形県生涯学習文化財団       | H17                                | H18         | H23                |
|                                      |            |                        | 100                                | 102.9       | 98.5               |
| 制度導入直前の管理料との比較                       |            |                        | 増加2施設<br>減少12施設<br>増加1施設<br>減少13施設 |             |                    |

また、指定期間の直近の更新時において管理経費総額に変更があった施設は、20施設のうち16施設となっており、うち13施設については直近の管理経費総額の実績を理由に管理経費総額が減額されていた。

### 3 指定管理に係る収入に占める利用料金収入の状況

指定管理者の指定管理に係る収入に占める利用料金収入の状況をみると、その割合が2割未満となっている施設が20施設のうち11施設と半数を超えていた。

一方で、利用料金収入の一部を県に納付する納付金制を導入する施設は、4施設となっていた。

（表5）指定管理に係る収入に占める利用料金収入の状況

（単位：施設）

| 区 分 | 指定管理に係る収入に占める利用料金収入の割合 |               |               |               | 納付金制<br>導入施設 | 計  |
|-----|------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|----|
|     | 2割未満                   | 2割以上～<br>4割未満 | 4割以上～<br>6割未満 | 6割以上～<br>8割未満 |              |    |
| 施設数 | 11                     | 1             | 3             | 1             | 4            | 20 |

### 4 施設所管課の自己評価

指定管理者制度導入の効果について、施設所管課は、20施設すべてにおいて住民サービスの一層の向上や行政経費の節減が図られたと自己評価していた。

第5 監査の結果

1 指定管理者の選定手続きについて

(1) 募集の周知方法等

ガイドラインは、公募を原則とし、「公募に当たっては、公告、ホームページ、広報紙など広報手段を幅広く活用すること」としている。20施設すべてについて公募が行われていたが、広報の手段をみると、例示されている公告、ホームページ以外の広報手段を実施した施設は1施設にとどまっていた。

(表6) 広報手段 (単位：施設)

| 区 分 | 公 告（掲示板及び県公報） | ホームページ | その他（関係団体へ通知） |
|-----|---------------|--------|--------------|
| 施設数 | 20            | 20     | 1            |

また、ガイドラインで努力規定としている、施設の概要や業務の内容の説明を行うための現地説明会については、20施設すべてで実施されていた。

募集期間について、ガイドラインは、「申請者が適切な準備ができるよう、1ヶ月を最低としてできるだけ長い期間を確保すること」としているが、20施設すべてについて最低の1ヶ月は確保されていたものの、6週間以上確保している施設は6施設にとどまっていた。

なお、改正後のガイドラインでは、「申請者が適切な準備ができるよう、概ね6週間とし、少なくとも1ヶ月は確保すること」となっている。

(表7) 募集期間の状況 (単位：施設)

| 区 分 | 募集期間   |        |                   | 計  |
|-----|--------|--------|-------------------|----|
|     | 30～34日 | 35～41日 | 6週間以上<br>(42～45日) |    |
| 施設数 | 3      | 11     | 6                 | 20 |

(2) 応募資格

応募資格として、ガイドラインは、①地域の実情把握による円滑な管理運営を図る観点、②緊急時における対応の迅速化を図る観点、③地域の活性化及び雇用の確保等を図る観点から、「応募資格に「県内に主たる事務所を有する団体」等の地域に関する条件を付すこと」が可能であるとしており、20施設のうち17施設において地域に関する条件が付されていた。

地域に関する条件を付していない3施設について、施設所管課はその理由として、管理運営に高い専門性やノウハウを要するため、幅広く公募を行うことがサービスの向上につながることをあげていた。

なお、地域に関する条件について改正後のガイドラインは、「原則として「県内に主たる事務所を有する団体」等の地域に関する条件を付すこと。なお、管理運営に高い専門性やノウハウを要すること等から、県内法人・団体からの応募が必ずしも期待できない場合や、県内に限定せず、より幅広い法人・団体からの応募を求める必要がある場合は、当該地域に関する条件を付さないことができるものとする」としている。

(3) 応募の状況

応募者数の状況を見ると、20施設のうち応募者数が1者のみの施設が12施設で、複数の応募があったのは8施設となっていた。複数の応募があった施設についても、7施設が2者にとどまっていた。

応募者が1者のみにとどまった施設は、レクリエーション・スポーツ施設と文教施設で多くなっており、施設所管課は、その要因として、施設管理にあたって知識や経験などのノウハウが必要なことや業務内容が施設の管理だけでなく種々の事業実施など多岐にわたること、事業実施に伴う収益性に不安があることなどと分析している。

(表8) 応募の状況

(単位：施設)

| 区 分                | 応募者数 |    |    | 計  |
|--------------------|------|----|----|----|
|                    | 1者   | 2者 | 3者 |    |
| レクリエーション・スポーツ施設    | 6    | 2  | 1  | 9  |
| 産業振興施設             |      | 1  |    | 1  |
| 基盤施設（公園、県営住宅、駐車場等） | 2    | 4  |    | 6  |
| 文教施設               | 4    |    |    | 4  |
| 計                  | 12   | 7  | 1  | 20 |

## (4) 候補者の選定

ガイドラインは、「管理経費等の審査項目ごとの配点について公募前に審査するとともに、申請者からの申請内容について審査し、最も適した候補者を選定するため、指定管理者審査委員会を各部局ごとに設置すること」としている。

また、その構成について、「審査委員会は、各部局長等を委員長とし、各部局主幹課長及び共通外部委員等で構成すること。共通外部委員及び各部局で選任する外部の有識者委員の総数は審査委員会構成員の半数以上とすること」としている。

20施設すべてについて、設置された各部局の審査委員会は、県関係者が3名、共通外部委員等が3名の合計6名の委員で構成されており、いずれも外部の有識者委員の総数については、審査委員会構成員の半数以上が確保されていた。

また、20施設すべてについて、公募前に審査委員会において選定基準及び審査項目ごとの配点基準が審査されるとともに、指定管理者募集要項に選定基準及び配点が明示されていた。さらに、審査委員会による候補者の選定の審査にあたっては、指定管理者募集要項に明示された選定基準及び配点に基づき、申請者が提出した事業計画書をもつてその実効性も含めて審査・検討し、候補者を選定していた。

## (5) 自主事業

指定管理者が自らの判断で仕様書等に定められた事業に加えて行う、いわゆる「自主事業」については、住民ニーズに対応したイベント・サービスを柔軟な発想で実施することが施設利用者の増加につながると期待されることから、20施設のうち17施設について、指定管理者募集要項において積極的な取組みが推奨されるとともに、候補者選定にあたっての配点基準においても、「自主事業」に対し1割から2割の点数が配点されるなど重視されていた。

これら17施設においては、自主事業として、少年少女合唱祭などのイベントや船舶洗浄などのサービスの提供、スポーツ教室などの講座・講習会の開催が行われていたが、この中には、有料の自主事業に積極的に取り組むことにより、本来事業の赤字分を補填している例も見られた。

(表9) 選定基準における自主事業への配点のウエイトの状況

(単位：施設)

| 区 分 | 自主事業への配点のウエイト |      | 計  |
|-----|---------------|------|----|
|     | 1割程度          | 2割程度 |    |
| 施設数 | 10            | 7    | 17 |

※自主事業については、20施設中17施設で実施されている。

(表10) 自主事業の実施状況

(単位：施設)

| 区 分 | イベントの実施 | サービスの提供 | 講座・講習会等の開催 | 計  |
|-----|---------|---------|------------|----|
| 施設数 | 8       | 6       | 5          | 19 |

※施設数は重複している

## (6) 候補者選定に関する情報等の公表

ガイドラインは、「候補者選定手続きの透明性を確保するため、候補者を選定した場合は、速やかに、審査の方法、選定基準、管理経費等の審査項目ごとの配点、候補者の名称・所在地、並びに候補者の選定結果及び理由について、県ホームページで公開すること」としており、20施設すべてにおいて、これらの内容が公開されていた。

一方で、ガイドラインは、「審査委員会が非公開の場合でも、候補者選定の審査委員会の会議録又は会議概要等について、できる限り県のホームページで公開するよう努めること」としているが、20施設すべてについて審査委員会が非公開で行われるなか、18施設については、会議録等のホームページでの公開は実施されていなかった。

2 仕様書及び協定書について

(1) 仕様書の作成

ガイドラインは、指定管理者の募集にあたって、「施設や管理内容等の詳細について、別様の仕様書にまとめるなど分かりやすくなるよう工夫すること」としている。

20施設すべてにおいて別様の仕様書が作成されており、仕様書の内容は施設によって異なるものの、必要な項目が盛り込まれていた。

(表11) 仕様書の主な内容

| 内 容                         |
|-----------------------------|
| ○業務の内容と範囲に関する事項             |
| ○事業報告に関する事項                 |
| ○施設・設備等の修繕に関する事項            |
| ○各種点検等基準に関する事項              |
| ○利用料金の設定・減免、行為制限に関する事項      |
| ○管理の基準（開館時間、休館日等）に関する事項     |
| ○リスク管理、原状回復義務等に関する事項        |
| ○業務委託に関する事項                 |
| ○事業計画に関する事項                 |
| ○帳簿等の整備・保存に関する事項            |
| ○危機管理への対応に関する事項             |
| ○関係法令の遵守に関する事項              |
| ○自主事業に関する事項                 |
| ○サービスの提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項 |
| ○情報公開、個人情報保護に関する事項          |
| ○施設・備品等一覧に関する事項             |

(2) 協定書の記載内容

ガイドラインは、包括協定及び年度協定に盛り込むべき主な内容を例示しているが、20施設すべてについて、これらの内容が盛り込まれ、協定が締結されていた。

(表12) 包括協定と年度協定の内容

| 項目   | ガイドラインに例示されている協定に盛り込むべき主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 包括協定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定期間に関する事項</li> <li>○事業計画に関する事項</li> <li>○管理の基準（開館時間、休館日等）、利用料金の設定・減免、行為制限に関する事項</li> <li>○業務の内容と範囲（使用料の徴収を含む）に関する事項</li> <li>○事業報告（添付書類を含む）に関する事項</li> <li>○アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項</li> <li>○サービスの提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項</li> <li>○県が支払うべき管理経費及び支払方法に関する事項</li> <li>○指定の取消し、業務の停止命令に関する事項</li> <li>○安全管理、リスク管理、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項</li> <li>○情報公開、個人情報保護に関する事項</li> <li>○事業の引継ぎに関する事項</li> <li>○県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項</li> <li>○環境へ配慮した取組みに関する事項等</li> </ul> |
| 年度協定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○当該年度の事業の実施に関する事項</li> <li>○当該年度における県が支払うべき管理経費及び支払方法に関する事項</li> <li>○当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

(3) 指定期間

ガイドラインは、「指定期間は、施設の種類や特性に応じて設定すること。この場合、安定的な管理の確保を図りつつ、また長期間の固定的な管理を避ける趣旨から3～5年程度を目安とすること」としている。

20施設の指定期間の状況を見ると、3年が13施設（65.0%）、5年が7施設（35.0%）となっているが、前回指定期間が3年だった18施設のうち6施設について、人材の育成・確保や事業等を効果的に行うなどの観点から、直近の更新にあたって、指定期間が5年に延長されていた。

また、前回指定期間が4年だった1施設について、隣接する類似の複数施設と一括して公募対象としたことから、直近の更新にあたって、指定期間を隣接する施設に合わせ、3年に短縮していた。

なお、総務省の全国調査（都道府県対象）では、3年未満が20.9%、3年が22.6%、4年が7.7%、5年が47.8%、6年以上が1.0%となっており、本県の場合、全国に比較し指定期間が5年以上の施設の割合が少ない状況となっている。

(表13) 指定期間の状況

(単位：施設)

| 区分 | 指定期間 |    |    | 計  |
|----|------|----|----|----|
|    | 3年   | 4年 | 5年 |    |
| 前回 | 18   | 1  | 1  | 20 |
| 今回 | 13   |    | 7  | 20 |
| 増減 | △5   | △1 | 6  |    |

(4) 施設の維持管理・修繕

ガイドラインは、協定書に「県が支払うべき管理経費及び支払方法に関する事項」及び「安全管理、リスク管理、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項」を盛り込むこととしている。

各施設の維持管理・修繕費用については、仕様書及び協定書において県と指定管理者との負担区分が定められているが、20施設すべてについて、経年劣化等に伴う改修・更新など大規模な修繕については県が、通常の保守点検等の過程で生ずる部品交換や小規模な修繕については指定管理者が行うと定められていた。

一方で、小規模修繕の1件あたりの上限額が定まっていないものが6施設、修繕費総額の負担限度額が定まっていないものが4施設あった。

また、9施設については、管理経費に小規模修繕費用として一定額を明示し、指定管理者が行った修繕実績額が当該額を下回った場合には、その差額を返還するよう定め、上回った場合には両者による協議として



いるが、すべての施設で上回っており、協議の結果はほとんど指定管理者の負担となっていた。

さらに、大規模修繕については、県が予算措置等の手続きを行うことを原則としているが、迅速な対応が必要等の理由から、指定管理者の負担で行っている例も見られた。

(表14) 小規模修繕1件あたりの上限額 (単位：施設)

| 区 分 | 金額設定なし | 10万円以下 | 30万円以下 | 50万円以下 | 計  |
|-----|--------|--------|--------|--------|----|
| 施設数 | 6      | 3      | 4      | 7      | 20 |

(表15) 小規模修繕費総額の負担限度額 (単位：施設)

| 区 分 | 金額設定なし | 年<br>2万円 | 年<br>5万円 | 3年で<br>240万円 | 年<br>300万円 | 年度協定<br>額の3% | 収支計画書の<br>修繕費の<br>範囲内 | 計         |
|-----|--------|----------|----------|--------------|------------|--------------|-----------------------|-----------|
| 施設数 | 4      | 2<br>(2) | 2<br>(2) | 1            | 3<br>(3)   | 4            | 4<br>(2)              | 20<br>(9) |

※ ( ) 書きは、差額の返還が必要な施設数 (内数)

施設の維持管理・修繕に関連し、施設の経過年数及び施設・設備の長期的な修繕計画について調査を行った。10年以上経過しているものが大部分となっており、今後、施設・設備の修繕が必要となると考えられるが、施設・設備とも修繕計画が策定されている施設は7施設にとどまっていた。

(表16) 施設・設備の経過年数及び修繕計画の策定状況 (単位：施設)

| 区 分                 | 経 過 年 数    |            |            |            |           | 計  |    |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|----|----|
|                     | 10年<br>未満  | 10<br>～19年 | 20<br>～29年 | 30<br>～39年 | 40年<br>以上 |    |    |
| 修繕<br>計画<br>の有<br>無 | 施設・設備ともになし |            | 9          | 1          | 1         | 1  | 12 |
|                     | 施設のみあり     |            |            |            |           |    |    |
|                     | 設備のみあり     |            |            | 1          |           |    | 1  |
|                     | 施設・設備ともにあり | 1          | 2          | 1          | 3         |    | 7  |
| 施設数                 | 1          | 11         | 3          | 4          | 1         | 20 |    |

(5) 指定管理者と県との定期的な意見・情報交換

ガイドラインは、「サービスの向上や適切な管理運営を図るため、現場状況を踏まえながら、四半期に1回以上、定期的な意見交換や情報交換を行うこと」としているが、20施設すべてについて、年4回以上実施されているものの、定期的な実施されていない施設が4施設あった。

(表17) 定期的な意見・情報交換の実施状況 (単位：施設)

| 区 分 | 実施状況           |    |        |      |       | 計  |
|-----|----------------|----|--------|------|-------|----|
|     | 毎週<br>(電話連絡含む) | 毎月 | 四半期に1回 | 随 時  |       |    |
|     |                |    |        | 年10回 | 年5～6回 |    |
| 施設数 | 4              | 5  | 7      | 2    | 2     | 20 |

※随時：事業計画、実績報告提出時、修繕等の要望時等

(6) 事業報告書の確認

規則は、「指定管理者は、毎年度その管理する業務に係る事業報告書を作成し、当該年度の終了後30日以内に県に提出すること」とし、ガイドラインにおいて、事業報告書に記載する内容とその結果の公表を定めている。

20施設すべてについて、事業報告書が期間内に提出され、その記載内容もガイドラインに沿ったものとなっていた。また、その結果の公表も、すべての施設で行われていた。

なお、ガイドラインでは事業報告書について、現地での確認義務を定めていないが、15施設で現地において施設所管課による帳簿等の確認が実施されていた。

## (7) 備品の管理

備品の購入について、協定書への記載状況を見ると、20施設のうち17施設は、指定管理者が県から受け取る管理経費の中から購入することとしており、2施設は県が直接購入することとしていた。（残り1施設は備品購入の予定がないため、協定書への記載がない。）

また、指定管理者が購入する備品の所有権の所在については、10施設が指定管理者に帰属させ、7施設が県に帰属させるとしていた。

これら備品の管理について調査を行ったところ、20施設のうち5施設において備品台帳の更新が行われていない例や、備品台帳と現物の確認が行われていない例が認められた。

## 3 サービスの提供・管理運営状況の検証について

## (1) サービスの提供・管理運営状況の検証

ガイドラインは「より良いサービスの提供等に向けて、利用者の意見を踏まえ、サービスの提供や管理運営状況について、指定管理者と施設所管課でそれぞれ分析・検証を行い、施設所管課は、指定管理者の検証報告を分析・検証するとともに、自らの分析・検証結果を踏まえ、必要に応じて適切な指示を行うこと」としている。

20施設すべてについて、指定管理者、施設所管課でそれぞれ分析・検証が行われていた。指定管理者の中には、その結果に基づいた新しいサービスの開始や施設の改善等を実施しているところもあった。施設所管課においても、7施設について指定管理者に対する指示を行っており、その主な内容は、積極的な情報発信や冬期間の施設管理、運営方法の変更等となっていた。

また、ガイドラインは、「管理運営状況等に係る検証結果は、施設ごとに県ホームページ及び情報公開窓口で公表すること」としているが、ホームページでの公表は予備監査（平成24年9月）の時点で、7施設について行われていなかった。（これら7施設については、その後12月までに公表を行った。）

なお、総務省の全国調査（都道府県対象）によると、指定管理者の評価にあたって、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者の視点を導入している都道府県があるが、本県では実施されていなかった。

## (2) 利用者の意見の把握

サービスの提供・管理運営状況の検証にあたっては、利用者の意見の把握が重要となるが、ガイドラインは、協定書に「アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項」を盛り込むこととしている。20施設すべてにおいて、利用者の意見や要望を把握するため、施設利用者を対象としたアンケート調査や窓口等への意見箱の設置を行っていた。

(表18) 利用者の意見・要望の把握状況

(単位：施設)

| 区分  | アンケート調査 | 意見箱の設置 | アンケート調査と意見箱設置の両方 | 計  |
|-----|---------|--------|------------------|----|
| 施設数 | 13      | 4      | 3                | 20 |

利用者の意見と対応状況をみると表19のとおりとなっており、評価する意見としては、ソフト面や施設の維持管理等に関するものが多くなっており、改善を求める意見としては、施設の大規模改修を要するものや立地条件など、施設そのものに起因するものが多くなっていった。

一方で、利用者の意見・要望の把握について、施設ごとに工夫して実施されているものの、意見や要望がなかった施設もあった。また、アンケート調査についても、対象や標本数、調査項目などの面において、施設や施設運営に対する利用者の意見を統計的に把握できる方法では実施されていなかった。

(表19) 利用者の意見と対応状況

| 施 設 名                      | 評価する意見                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改善を求める意見                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 施設・設備に係るもの                                                                                                                                                           | そ の 他                                                                                                                                                                                                 |
| 山形県郷土館<br>県政史緑地            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が綺麗</li> <li>・ボランティアガイドが丁寧</li> <li>・入場無料サービス</li> <li>・イベント内容に対する好評価</li> </ul>                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                       |
| 山 形 県<br>県 民 会 館           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容が良かった</li> <li>・音響設備が充実している</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場がほしいとの意見</li> <li>・座席が狭いとの意見</li> <li>・トイレの洋式化</li> <li>・暖房・冷房が対応不足</li> <li>・入り口が暗い、入りづらい<br/>→エントランスをリニューアル済</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の割引券がほしい</li> <li>・料金に関する要望</li> <li>・新たな催しもの・イベントの希望</li> <li>・イベント広報の要望</li> <li>・ロビーでのインターネットの接続希望</li> <li>・キッズルームの要望</li> <li>・アンケートの有効活用を</li> </ul> |
| 山形県志津野営場                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の中最低限の設備があり、静かで良い</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備が破損しており景観が悪い→改修済</li> <li>・水はけの悪い所がある<br/>→溝を切る等の対策済</li> </ul>                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミの処分について自転車等での利用者に配慮を<br/>→指定管理者でゴミの処分をする等の対応済</li> </ul>                                                                                                    |
| 山形県男女共同参画センター              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷物の前日預かりが好評</li> <li>・ホームページを高齢者や障がい者に配慮し、分かりやすく手直し</li> <li>・データベースの充実</li> <li>・管理部門を事務室入口に配置し、来館者対応を充実</li> <li>・使用料納付の現金対応</li> <li>・車椅子対応の受付テーブルの設置</li> <li>・トイレにベビーベッドの備えつけ</li> <li>・光対応LAN端子を、各部屋に配置</li> <li>・洋式トイレにウォシュレット便座の配置</li> </ul> |                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                       |
| 山形県産業創造支援センター              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備が綺麗</li> <li>・必要な機器が充実</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車スペースが足りない<br/>→区画白線工事による駐車枠増にて対応済</li> </ul>                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ、自販機等の案内表示が小さく、分かりづらい<br/>→案内表示の文字を大きくし対応済</li> </ul>                                                                                                      |
| 山 形 県<br>県 民 の 海<br>・ プ ール | <ul style="list-style-type: none"> <li>・終了時刻90分前の入場制限の廃止</li> <li>・高齢者・障がい者料金の減額</li> <li>・トレーニングルーム料金の改定</li> </ul>                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                       |

|                          |                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                             |                                                                                                      |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形県<br>森の民               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然に恵まれ、静かで良い</li> <li>・夏休み期間中の月曜休館の廃止</li> <li>・ホームページでのイベント告知</li> <li>・学校や公共機関にチラシを配布</li> <li>・施設に車椅子を配置し障がい者の利便性を図る</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が古い</li> <li>・交通の便が悪い</li> <li>・定期バスを運行してほしい</li> <li>・駐車場が少ない</li> <li>・アスレチックにトイレがほしい</li> <li>・携帯電話が繋がらない</li> <li>・雨天でも利用できる場所がほしい</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示物が変わらない</li> <li>・広報活動の充実</li> <li>・看板の文字が見えにくい</li> </ul> |
| 山形県<br>源流の森              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロッジ・トイレが清潔</li> <li>・イベントにおける安全指導の徹底</li> <li>・ホームページの適宜更新</li> <li>・高齢者や障がい者にも利用しやすい施設であることの広報</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路からの入り口が分かりづらい<br/>→看板を改修済</li> <li>・施設整備に関する要望</li> </ul>                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎サービスがほしい</li> <li>・ポイント制の導入</li> <li>・エリアマップの整備</li> </ul> |
| 中山公園                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページが充実している</li> <li>・全体的に手入れが行き届き、綺麗</li> <li>・球場が広い</li> <li>・スタッフの対応が良い</li> <li>・施設・設備の状態が良い</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの増設希望</li> <li>・施設の補修の要望</li> <li>・設備更新や新設の要望</li> </ul>                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金を安くしてほしい</li> </ul>                                        |
| 弓張平公園                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備が充実している</li> <li>・スタッフの対応が良い</li> <li>・自然環境が素晴らしい</li> <li>・利用料金が手頃</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・売店や食事のできる場所がほしい</li> <li>・お風呂がほしい</li> <li>・日陰やベンチを増やして</li> <li>・遊具が破損している<br/>→一部遊具交換済</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リピーターへのポイント制がほしい</li> <li>・テニスコートに砂を入れてほしい</li> </ul>        |
| 山形県総合<br>運動公園            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール料金の値下げ</li> <li>・テニスコート照明料金の時間を1時間単位から30分単位に変更</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備に関する要望<br/>→トレーニング室にトレッドミル等を導入済</li> </ul>                                                                                                        |                                                                                                      |
| 悠創の丘                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・静かで癒される</li> <li>・管理が全体的に行き届いている</li> <li>・芝生の管理が良い</li> </ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具がほしい</li> <li>・駐車場が狭い</li> <li>・椅子・テーブルが破損</li> <li>・屋外トイレの便座は洋式に</li> </ul>                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が繁茂して眺望が良くない</li> <li>・自販機のそばにゴミ箱がない</li> </ul>            |
| 加茂港緑地                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩施設としてテントを設置</li> <li>・海水浴場開設期間中のパーゴラにシートをかけての日陰作り</li> </ul>                                                                     |                                                                                                                                                                                             |                                                                                                      |
| 加茂レイン<br>ボービーチ           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海水浴場開設期間中、中島に木の橋を架け遊び場に</li> <li>・浮島7箇所・飛び込み台の設置</li> </ul>                                                                        |                                                                                                                                                                                             |                                                                                                      |
| 第1酒田プレ<br>ジャーボート<br>スポット | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に意見・要望はなかった</li> </ul>                                                                                                            |                                                                                                                                                                                             |                                                                                                      |

|                  |                                                                                     |                                  |                                                                                                                  |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2酒田プレジャーボートスポット | ・特に意見・要望はなかった                                                                       |                                  |                                                                                                                  |
| 山形県生涯学習センター      | ・山形県男女共同参画センターに同じ                                                                   |                                  |                                                                                                                  |
| 山形県営駐 車 場        | ・閉場時間の30分延長                                                                         | ・障がい者への配慮<br>→障がい者用駐車スペースを見やすくした | ・駐車料金をもっと安く<br>・南側道路が暗く怖い<br>→半分点灯から全部点灯に<br>・入場時、券の出し入れがしづらい<br>→混雑時は社員が発券補助<br>・混雑時、出庫までに時間がかかる<br>→混雑時に誘導員を配置 |
| 山形県民ゴルフ場         | ・フェアウェイ面積の拡大<br>・「無料食事券」等の配布<br>・「シーズンパスポート券」の販売<br>・新聞広告、ラジオCMなどでの広報<br>・各種イベントを開催 |                                  |                                                                                                                  |

4 事業の引継ぎについて

ガイドラインは、「指定管理者が交代し、現指定管理者から新しい指定管理者に事業の引継ぎを行う場合は、当該引継ぎに県職員が立ち会うこと」としている。また、協定書に「事業の引継ぎに関する事項」を盛り込むこととしている。

直近の更新時における指定管理者の変更に伴う事業の引継ぎは、20施設のうち2施設で行われた。このうち、1施設については、やむを得ない理由があったものの、指定管理者選定議案の議会上程が、ガイドラインに定める12月県議会より遅く2月県議会となったことにより、引継期間が、ガイドラインが想定する期間に比較し短期間となった。また、他の1施設については、前の指定管理者が指定管理者の選定結果を不服として、適切な引継ぎを行わなかったことにより、施設の現状が不明なまま新しい指定管理者へ引き継がざるを得ない状況であった。

5 参 考（指定管理者に対するアンケートの結果）

監査対象施設の指定管理者となっている法人等に対して、指定管理者制度運用の課題等を明らかにするため、郵送によるアンケート調査を実施した。

複数の施設の指定管理を行っている法人もあるため、調査対象は13法人等となるが、すべての法人から回答があった。

(1) 指定期間の設定について

指定期間の長さについて、指定期間が3年の13施設のうち、5施設からは「適当」との回答があった。8施設からは人材の育成や雇用の確保が難しい、植栽等は長期的な視野での管理が必要との理由から「短い」との回答があり、そのうち5施設からは5年程度が適当との回答があった。

指定期間が5年の7施設のうち、5施設からは「適当」との回答があり、2施設からは長期的ビジョンを考えると10年程度が適当との回答があった。

(表20) 指定期間の設定状況

(単位：施設)

| 区 分 | 指定期間 |    | 計  |
|-----|------|----|----|
|     | 3年   | 5年 |    |
| 適 当 | 5    | 5  | 10 |
| 短 い | 8    | 2  | 10 |
| 施設数 | 13   | 7  | 20 |

## (2) 自主事業への取組み動機とその成果について

自主事業は、20施設のうち17施設で実施されているが、取組み動機としては、文化・スポーツ活動の振興（8施設）、施設等のピーアール（6施設）、サービスの向上（3施設）をあげていた。

その成果としては、「参加者の増加など一定の成果が得られた」（5施設）、「事業内容や細やかなサービスが好評」（5施設）、「文化活動の一層の振興が期待される」（3施設）などをあげていた。

## (3) 施設等の維持修繕について

20施設のうち16施設について、施設・設備が設置後かなりの年数を経過し老朽化していることから、修繕費等の増加が心配されていた。また、すべての施設について、利用者の安全・安心を確保するためや指定管理者側の過剰な負担を避けるため、計画的な施設修繕を要望する意見が寄せられた。

## (4) 次回募集時の再応募について

20施設のうち15施設について、次回も応募する（応募を予定するも含めて）との回答があり、その理由として「長年の経験を活かして県民により良い施設を提供したい」、「地域への更なる貢献のため」、「法人等の目的に合致した業務内容である」、「お客様から評価され評判が高まってきている」などをあげていた。

残りの5施設については、不明や未定との回答があり、その理由として「収益が望めるか今期の結果を見てから判断したい」、「施設修繕等が進まないなかで利用者の安全・安心を確保できない」、「次回募集があった時点において法人等を取り巻く環境や運営方針、人員体制等を総合的に判断して決定したい」などをあげていた。

## (5) 指定管理者制度への要望等について

20施設のうち17施設から要望等があり、管理経費等に関するものが10施設、修繕等に関するものが3施設、選定審査、指定期間に関するものがそれぞれ2施設、事業引継ぎに関するものが1施設となっていた。

(表21) 指定管理者制度への要望等

(単位：施設)

| 項目    | 要望等の主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 施設数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 管理経費等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理内容に比べ指定管理料が安いので、改善してほしい</li> <li>・管理経費の節減の観点ばかりでなく、施設本来の設置効果を高める観点を踏まえ指定管理者制度に取り組んでほしい</li> <li>・募集を行うたびに指定管理料の上限が下げられ、指定管理料の範囲内ではサービスの維持に努めることで精一杯である</li> <li>・収入面の拡充を図らなければ管理水準の低下をきたすことになるため、この具体化のための方策についてより密接な協議が必要</li> <li>・指定管理料について実態に見合うよう措置していただきたい</li> <li>・役員報酬の一部助成と人件費の単価をもう少し上げてほしい</li> <li>・収入が周辺施設や催物等により影響を受けやすいため、納付金の協議を行いやすいよう配慮してほしい</li> </ul> | 10  |
| 修繕等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な不具合が生じているので、順次更新できるよう予算措置等をしてほしい</li> <li>・施設が古くなってきており、利用者に不評の部分が出てきているので、修繕をしてほしい</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                            | 3   |
| 選定審査  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期募集時における選定審査にあたって、これまでの実績等に対する評価を十分に取り入れてほしい</li> <li>・利用者目線で施設を有効活用できるような、真に県民のための提案内容を重視してほしい</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2   |
| 指定期間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定期間の長期化ができれば、より長期のスパンで計画が立てられ、経費面においても効率的に運営することができる</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 2   |
| 事業引継ぎ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前指定管理者からの引継ぎが皆無だった。お客様のためにも引継ぎは極めて重要だと思う</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1   |

※施設数は重複している

※要望等の主な内容は要約している

## 第6 監査の意見

### 1 指定管理者の選定手続きについて

指定管理者の選定手続きについては、ガイドラインに沿って概ね適切に行われているが、次の事項について改善・検討を要する。

#### (1) 指定管理者の募集

応募者が1者のみとなっている施設が20施設のうち12施設を占め、また、応募者が複数ある8施設についても、応募者が2者にとどまる施設が7施設となっていた。一方で、募集の周知方法が公告とホームページにとどまったり、募集期間が最低レベルにとどまっている施設が見られた。

応募者が1者にとどまった施設については、その要因として、施設の特殊性や収益性への不安などがあげられており、これらは施設そのものに起因するものであることから容易に解決することは困難と料されるが、公募に対し多くの応募者があり、応募者間で適正な競争が行われることは、住民サービスの一層の向上、施設のさらなる効果的・効率的な運営の実現に結びつくものである。

施設所管課は、応募者の増加に向けて、多様な広報手段の導入と改正後のガイドラインに定める「概ね6週間」の募集期間の確保に努める必要がある。

### 2 仕様書及び協定書について

仕様書及び協定書については、ガイドラインに沿って概ね適切に作成されているが、次の事項について改善・検討を要する。

#### (1) 応募者の増加に向けた指定期間の見直し

応募者の増加に向けては、募集条件を多くの事業者が参加しやすいものにしていくという視点も重要である。

指定管理者に対するアンケート結果をみると、県が支払う管理経費のあり方とともに、指定期間の延長について多くの意見が寄せられた。

また、総務省の全国調査（都道府県対象）をみると、指定期間5年の施設が5割近くになっている。

指定期間の延長については、長期化した場合他の法人等の参入の機会が少なくなるという課題もあるが、現在大半を占める指定期間3年の施設のうち、施設の性格を踏まえ、人材の育成・確保、経営の安定性が求められるものについては、より長期に指定期間の見直しを検討していくことが望まれる。

#### (2) 維持管理・修繕に関する経費負担の明確化

協定書において、維持管理・修繕に関する県と指定管理者の負担区分が定められているが、指定管理者が行うこととなっている小修繕について、1件あたりの上限額が定められず、その定義が明確となっていない施設や修繕費総額の負担限度額が定まっていない施設が認められた。

また、9施設については、協定書で「修繕実績額が一定額を下回った場合は指定管理料のうち当該部分を県に返還、上回った場合は両者協議」としているが、すべての施設で上回っており、協議の結果はほとんど指定管理者の負担となっていた。

さらに、県が負担することになっている大規模修繕についても、県と指定管理者との協議により指定管理者が負担している例も認められた。

施設・設備の経年劣化に伴い、今後維持管理・修繕に係る経費の増高が予想される所であり、維持管理・修繕に関する県と指定管理者との経費負担について、後日疑義が生じないよう、また、円滑な維持管理・修繕が促進されるようできるだけ具体的に募集要項や仕様書、協定書に盛り込む必要がある。

#### (3) 施設・設備の経年劣化に対する対応

施設・設備の経年劣化が進み、指定管理者から安全確保に対する懸念も寄せられた。

施設・設備の保全・整備については、多くの県民が利用する「公の施設」であることを踏まえ、改修や更新の必要な箇所を的確に把握し、施設の長寿命化等も含め計画的に対応していくことが求められる。

#### (4) 指定管理者と県との意見交換・情報交換の定期実施

指定管理者と県との意見交換・情報交換について、全ての施設において年4回以上実施されているものの、定期的には実施されず、事業計画・事業報告の提出時、修繕等の要望時等に実施している施設が4施設認められた。



意見交換・情報交換の目的であるサービスの向上や適切な管理運営を実現するためには、修繕等の要望時など指定管理者側の求めに応じて実施するだけでなく、施設所管課が施設の運用状況等を常に把握することができるよう、定期的実施することが重要である。

すべての施設において、定期的意見交換・情報交換を実施する必要がある。

(5) 事業報告書に係る帳簿等の確認

事業報告書については、規則及びガイドラインに基づいて提出され、施設所管課において確認・検証がなされているものの、ガイドラインでは施設所管課による現地での帳簿等の確認は求めていないことから、すべての施設で行われるまでには至っていなかった。

事業報告書と帳簿等を照合し、事業報告書の内容の真实性を確認することは当然に行われるべきものであり、すべての施設において、事業報告書の真实性の確認が行われるよう、「補助金等に係る事務の適正な執行の徹底について」（平成22年3月30日付け財第314号総務部長通知）に準じて、帳簿等の確認の実施をガイドラインに盛り込む必要がある。

(6) 備品の管理

施設内の県に帰属する備品については県が把握・管理する必要があるが、当該備品について、台帳の更新が行われていない施設や台帳と現物の確認が行われていない施設が5施設認められた。

施設所管課として、台帳と現場での現物確認を行うなど、適切な管理を行う必要がある。

<備品の管理が適切でない施設>

中山公園、弓張平公園、総合運動公園、悠創の丘（都市計画課）

男女共同参画センター（青少年・男女共同参画課）

3 サービスの提供・管理運営状況の検証について

サービスの提供・管理運営状況の検証については、ガイドラインに沿って、概ね適切に行われているが、次の事項について改善・検討を要する。

(1) 検証結果の県ホームページでの公表

ガイドラインに定める管理運営状況等に係る検証結果のホームページでの公表について、予備監査の結果を受けて7施設において是正措置が取られたが、今後においても手続きが適切に行われるよう、徹底する必要がある。

<公表が行われていなかった施設>

県民の海・プール（観光交流課）、県民の森、源流の森（森林課）

中山公園、弓張平公園、総合運動公園、悠創の丘（都市計画課）

(2) 利用者の意見の把握の充実

利用者の意見の把握については、各施設においてアンケート調査や窓口等に意見箱を設置するなどしてその把握に努めているが、意見や要望のなかった施設も認められる。また、アンケート調査についても、施設及び施設運営に対する利用者の意見を統計的に把握できる方法では実施されていなかった。

今後におけるより良いサービスの提供等を実現していくためには、利用者の個別の意見・要望を把握するだけでなく、サービスの提供・管理運営状況の検証に活用することができるよう、体系的かつ統計的に利用者の意見を把握することが重要である。

施設及び施設運営に対する意見を統計的に把握できるよう、定期的にアンケート調査を実施するとともに、その実施にあたっては、対象や標本数、調査項目について適切に設定する必要がある。

(3) 客観性のある検証の実施

ガイドラインは、サービスの提供や管理運営状況について、指定管理者と施設所管課がそれぞれ分析・検証を行うとともに、施設所管課は、指定管理者の検証報告を分析・検証することとしているが、この施設所管課における分析・検証は、各所管部局内のみで実施されており、客観性のある検証としては十分なものとは言えない。

サービスの提供・管理運営状況の検証にあたって、外部有識者の視点の導入など客観性のある検証手法を検討していくことが望まれる。

#### 4 事業の引継ぎについて

直近の更新時において指定管理者の変更が行われた2施設について、引継期間が、ガイドラインが想定する期間に比較し短期間となったものや、適切な事業の引継ぎが行われなかったものが認められた。円滑な事業の引継ぎは、「公の施設」として、住民へ継続的にサービスを提供していくにあたって不可欠のものである。

ガイドライン・協定書の規定に従って円滑な事業の引継ぎが行われるよう、対応していく必要がある。

#### 5 むすび

指定管理者制度が平成18年度に導入されてから6年以上経過し、指定管理者制度の一定の定着が認められる。今後は、その持続的展開と充実を図っていく必要があると考える。

このためには、「経費の節減」という面だけでなく、多くの県民等が利用する施設であること、施設・設備の経年劣化が進んでいることを踏まえ、「利用者の安全の確保」と「利用者へのサービスの向上」、指定管理者による持続的な運営を可能とする「安定雇用を含めた安定経営の確保」にもこれまで以上に力を入れていく必要があると考える。

また、利用者数が減少している施設も認められる。これらの施設については、利用者数減少の要因を分析し、利用者増に向けた対策を的確に講じる必要がある。

施設所管課のみならず、関係部局が一体となって指定管理者制度の適切で効果的な運用に取り組まれることにより、県民の福祉の一層の向上に寄与されることを期待する。

(別紙) 公の施設の指定管理者制度導入施設一覧表 (H24. 4. 1現在)

| 番号     | 施設名                     | 指定期間        | 指定管理者                    | 担当課          |       |
|--------|-------------------------|-------------|--------------------------|--------------|-------|
| 1      | 山形県郷土館                  | H24.4~H29.3 | 5 (公財)山形県生涯学習文化財団        | 県民文化課        |       |
| 2      | 県政史緑地                   | H24.4~H29.3 | 5 (公財)山形県生涯学習文化財団        |              |       |
| 3      | 山形県県民会館                 | H24.4~H29.3 | 5 株式会社ステージアンサンブル東北支社     |              |       |
| 4      | 置賜文化ホール(非公募)            | H23.4~H26.3 | 3 米沢市                    | みどり自然課       |       |
| 5      | 山形県立自然博物館               | H24.4~H27.3 | 3 特定非営利活動法人エコプロ          |              |       |
| 6      | 山形県志津野営場                | H24.4~H27.3 | 3 西川町総合開発株式会社            | 子育て支援課       |       |
| 7      | 山形県子ども館                 | H24.4~H27.3 | 3 特定非営利活動法人みらい子育てネット山形   |              |       |
| 8      | 山形県男女共同参画センター           | H24.4~H27.3 | 3 (公財)山形県生涯学習文化財団        | 青少年・男女共同参画課  |       |
| 9      | 山形県介護学習センター             | H24.4~H27.3 | 3 (社)山形県社会福祉士会           | 長寿社会課        |       |
| 10     | 山形県立泉荘                  | H23.4~H28.3 | 5 (社福)山形県社会福祉事業団         | 障がい福祉課       |       |
| 11     | 山形県立みやま荘                | H23.4~H28.3 | 5 (社福)山形県社会福祉事業団         |              |       |
| 12     | 山形県立梓園                  | H23.4~H28.3 | 5 (社福)山形県社会福祉事業団         |              |       |
| 13     | 山形県立鶴峰園                 | H23.4~H28.3 | 5 (社福)山形県社会福祉事業団         |              |       |
| 14     | 山形県立ワークショップ明星園          | H23.4~H28.3 | 5 (社福)山形県社会福祉事業団         |              |       |
| 15     | 山形県立ふれあいの家              | H23.4~H28.3 | 5 (社福)山形県身体障害者福祉協会       |              |       |
| 16     | 山形県立点字図書館               | H23.4~H28.3 | 5 (社福)山形県身体障害者福祉協会       |              |       |
| 17     | 山形県身体障がい者保養所東紅苑         | H23.4~H28.3 | 5 (社福)山形県身体障害者福祉協会       |              |       |
| 18     | 山形県立吹浦荘                 | H23.4~H28.3 | 5 (社福)山形県社会福祉事業団         |              |       |
| 19     | 山形県立慈丘園                 | H23.4~H28.3 | 5 (社福)山形県社会福祉事業団         |              |       |
| 20     | 山形県立総合コロニー希望が丘          | H23.4~H28.3 | 5 (社福)山形県社会福祉事業団         |              |       |
| 21     | 山形県福祉保養ホーム寿海荘           | H23.4~H28.3 | 5 (社福)山形県社会福祉事業団         |              |       |
| 22     | 山形県産業創造支援センター           | H23.4~H26.3 | 3 (財)山形県企業振興公社           |              | 産業政策課 |
| 23     | 山形県産業科学館                | H24.4~H27.3 | 3 山形県中小企業団体中央会           |              | 工業振興課 |
| 24     | 山形県国民宿舎童山荘              | H24.4~H27.3 | 3 株式会社山形インコーポレーション       |              | 観光交流課 |
| 25     | 山形県観光情報センター             | H24.4~H27.3 | 3 (社)山形県観光物産協会           |              |       |
| 26     | 山形県県民の海・プール             | H21.4~H26.3 | 5 特定非営利活動法人健康づくりサポート東北21 | 経済交流課<br>国際室 |       |
| 27     | 山形県国際交流センター             | H24.4~H27.3 | 3 (財)山形県国際交流協会           |              |       |
| 28     | 漁港のプレジャーボート保管施設         | H23.4~H28.3 | 5 山形県漁業協同組合              | 生産技術課<br>水産室 |       |
| 29     | (由良、堅苔沢)                |             |                          |              |       |
| 30     | 山形県県民の森                 | H24.4~H27.3 | 3 (財)山形県みどり推進機構          | 森林課          |       |
| 31     | 山形県源流の森                 | H24.4~H27.3 | 3 (財)山形県みどり推進機構          |              |       |
| 32     | 山形県眺海の森                 | H21.4~H25.3 | 4 (社)庄内森林保全協会            |              |       |
| 33     | 山形県遊学の森                 | H21.4~H25.3 | 4 株式会社グリーンバレー神室振興公社      |              |       |
| 34     | 中山公園                    | H21.4~H26.3 | 5 株式会社中山町商工観光公社          | 都市計画課        |       |
| 35     | 弓張平公園                   | H24.4~H27.3 | 3 西川町総合開発株式会社            |              |       |
| 36     | 最上川ふるさと総合公園             | H21.4~H25.3 | 4 ふるさと公園管理運営企業体          | 空港港湾課        |       |
| 37     | 最上中央公園                  | H24.4~H27.3 | 3 新庄市                    |              |       |
| 38     | 庄内空港緩衝緑地                | H21.4~H25.3 | 4 庄内園芸緑化株式会社             |              |       |
| 39     | 山形県総合運動公園               | H21.4~H26.3 | 5 やまがたスポーツパーク株式会社        |              |       |
| 40     | 悠創の丘                    | H24.4~H27.3 | 3 悠創の丘企業共同体              |              |       |
| 41     | 西蔵王公園                   | H21.4~H25.3 | 4 西蔵王公園施設企業共同体           |              |       |
| 42     | 健康の森公園                  | H24.4~H27.3 | 3 健康の森公園管理共同企業体          |              |       |
| 43     | 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク(H24~) | H24.4~H27.3 | 3 みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体 |              |       |
| 44~121 | 山形県県営住宅(78団地)           | H24.4~H27.3 | 3 株式会社西王不動産              |              | 建築住宅課 |
| 122    | 山形県すまい情報センター            | H24.4~H27.3 | 3 株式会社西王不動産              |              | 空港港湾課 |
| 123    | 山形県ふるさと交流広場             | H24.4~H27.3 | 3 株式会社田園創成研究所            |              |       |
| 124    | 米沢ヘリポート                 | H24.4~H27.3 | 3 東北警備保障株式会社             |              |       |
| 125    | 酒田北港緑地                  | H24.4~H27.3 | 3 クリーンサービス株式会社           |              |       |
| 126    | 鼠ヶ関マリーナ                 | H24.4~H27.3 | 3 鶴岡市                    |              |       |
| 127    | 酒田北港緑地展望台               | H24.4~H27.3 | 3 特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア  |              |       |
| 128    | 第1酒田プレジャーボートスポット        | H24.4~H27.3 | 3 酒田小型船舶安全協会             |              |       |
| 129    | 第2酒田プレジャーボートスポット        | H24.4~H27.3 | 3 酒田小型船舶安全協会             |              |       |
| 130    | 山形県酒田海洋センター             | H24.4~H27.3 | 3 特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア  |              |       |
| 131    | 加茂港緑地                   | H24.4~H27.3 | 3 鶴岡市加茂地区自治振興会           |              |       |
| 132    | 加茂レインボービーチ              | H24.4~H27.3 | 3 鶴岡市加茂地区自治振興会           |              |       |
| 133    | マリンパーク鼠ヶ関               | H21.4~H25.3 | 4 鼠ヶ関自治会                 |              |       |
| 134    | 山形県生涯学習センター             | H24.4~H27.3 | 3 (公財)山形県生涯学習文化財団        | 教育庁          |       |
| 135    | 山形県青年の家                 | H22.4~H25.3 | 3 山形県青年の家管理企業体           | 生涯学習振興課      |       |
| 136    | 山形県体育館                  | H22.4~H25.3 | 3 (財)山形市体育協会             | 教育庁          |       |
| 137    | 山形県武道館                  | H22.4~H25.3 | 3 (財)山形市体育協会             | スポーツ保健課      |       |
| 138    | 山形県あかねヶ丘陸上競技場           | H22.4~H25.3 | 3 やまがたスポーツパーク株式会社        | 教育庁文化財保護推進課  |       |
| 139    | 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館      | H24.4~H27.3 | 3 高島町                    |              |       |
| 140    | 山形県営駐車場                 | H24.4~H27.3 | 3 株式会社セーフティー山形           |              |       |
| 141    | 山形県県民ゴルフ場               | H23.4~H28.3 | 5 株式会社山形ゴルフ倶楽部           | 企業局<br>総務企画課 |       |
|        |                         | 3年          | 114施設                    | 19担当課(室)     |       |
|        |                         | 4年          | 6施設                      | 42指定管理者      |       |
|        |                         | 5年          | 21施設                     | 141施設        |       |

平成25年3月5日印刷  
平成25年3月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056